

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 4年 3月定例会	
議案番号 議案名	議案第 54 号 令和3年度松戸競輪特別会計補正予算(第2回)、議案第 57 号 令和 3 年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 回) 議案第 77 号 松戸市庁舎整備検討委員会条例の制定について
議員名・会派名等	日本共産党
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。</p> <p>非公式の場に、議会で発言もしていない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるという考えから、以下、本会議委員会などの公の場で討論した内容を掲載します。</p> <p>20022年3月2日 本会議議案討論 日本共産党のミール計恵です。</p> <p>議案第 54 号 令和3年度松戸競輪特別会計補正予算(第2回)について、会派を代表して反対討論を行ないます。</p> <p>今回の補正予算は通常開催のインターネット売り上げや、ナイター、ミッドナイト開催の売り上げが予想を上回ったという理由からの補正予算です。単純に事業という観点から言えば、売り上げが増加することは良いことです</p> <p>売上増の理由は、コロナにより在宅時間が増え、新規のインターネット登録者も増え、インターネットによる売り上げが増えているからだということがわかりました。新規にギャンブルを始める人が増え、自宅に居ながらにしてギャンブルが出来てしまうというこの手軽さはギャンブル依存症の問題が社会的な問題となっている状況で、看過できません。</p> <p>先日も新聞でギャンブル依存への対策を県が推進計画をたて4月から行うということが報道されていました。そこでは2017年の推計で、県内で約35000人のギャンブル依存症が疑われる人がいますが、実際に依存症で治療している外来患者数は15人ということでした。ほとんどの方が治療につながっていないというのが実態だと思います。</p> <p>県の計画案では依存症が多重債務や貧困、虐待、自殺、犯罪などに密接にかかわるとして適切な対策や支援の実施を基本理念に掲げ、切れ目のない支援体制の構築を目指すとしています。高校の授業で予防教育を実施するなど依存症問題への理解を深め県精神保健福祉センターや各市が設置する窓口だけでなく、事業者や依存症の当事者グループ、家族会と連携し相談、支援体制の拡充や医療機関も倍増するなどします。</p>

しかし、これら予防教育や相談、治療体制などの対策をいくら強化しても、ネット投票などでより手軽にギャンブルができる環境になっている現状では、予防や治療をいくら行っても根本的な解決にはならないのではないのでしょうか。

そんな中、審査では今年度の4月からインターネットでの購入に限り、本人からの申し出があれば購入額に制限を設けることが可能になるということが明らかになりました。しかしこれもあくまでも本人からの申し出が前提で、そのような正常な判断が出来なくなるのが依存症ですから、この制度が依存症対策にどれだけ有効か疑問があります。

依存症をなくすための一番簡単な方法はギャンブルをなくすことです。公営ギャンブルの唯一の存在理由であるその利益で財政を賄うということにも我が会派は反対であり、これ以上の依存症の被害を生まないためにも、松戸市の競輪事業からの一日も早い撤退を求めて反対の討論といたします。

議案第57号 令和3年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1回)

について会派を代表して反対の立場から討論いたします。

この土地区画整理事業では、2.6haという狭い地域での区画整理事業のため、77.4%という高すぎる減歩率や、全国初のマンションによる立体換地などが計画され当初より地権者から事業計画の内容や市のやり方に納得できないと様々な声が上がっています。また市の事業でありながら、市民への説明会はこれまで一度も行われておりません。

そのような様々な課題を抱える事業ですが、2019年8月には県の認可が下り、この区画整理事業と一体の都市計画道路3.4.18号の工事も昨年着工し、事業が進められています。

本補正予算は今年度の事業費が確定したことによる減額措置です。審査では、上記のように、地権者の合意形成が不十分な事業であり、市がひたすら繰り返す、「丁寧に地権者との合意形成をはかっていく。」ということが、どの程度実現されているのか、それはどのように計画に反映されているのか、ということに焦点をあてて質疑しました。

用地購入費では全体の地権者の約2割の11名の方が売却を決定し、その中にはもともと地域に残りたいという希望があったが、協議の中で売却に変わった方もいたということ、またすでに転居している方もいるということがわかりました。

次に換地設計等業務委託料についてです。換地設計はだれがどこの土地やマンションに移るかということを決める、地権者にとって最も重要な問題です。そこで私は換地設計がこれまで地権者の希望で修正されたのか、修正された場合はどのような修正なのかを聞きました。しかし残念ながらその質問には一切お答えいただけず、審査は平行線でした。また全体の進捗についても予

算が半分程度なので、進捗も半分程度かとの質問にも、必ずしもそうではないと答弁し、しかし現状がどの程度進んでいるかとの答弁はありませんでした。

またほかの委員からの、「協議に時間がかかったということはそれだけ事業完了は遅れるのか。」との質問にも答弁が二転三転しました。

以上のように今回の審査では審査をしようにも正面から答弁をいただかず、答弁してもその内容が二転三転するなどとても賛否を判断することが出来ず、継続審査を提案しましたが、その提案に賛成したのは私と山中委員のみで否決されました。

したがってこの事業の最も重要な地権者との合意形成の進捗と換地設計の変更の内容について明らかにされず今回の補正予算の妥当性も判断できないため、また本事業計画の内容や市のやり方にも問題があると考え、反対を申し上げ討論いたします。

2022年3月25日 本会議議案討論

日本共産党のミール計恵です。会派を代表して議案第 77 号 に対して反対の立場から討論いたします。

この議案は現在検討が行われている市庁舎整備にかかる計画等の策定にあたり、市長の付属機関を設置するための条例の制定です。

この委員会設置には以下 2 点の問題点があります。

1 点目は委員の構成についてです。

審査では構成委員は学識経験者 7 名、町会、商店会、子育てに関する NPO から各 1 名、公募市民 2 名、本市職員 2 名の合計 14 名ということがわかりました。しかしここには市民の代表である市議会議員は入っていません。また学識経験者が 7 名と半数を占め、市長の任命で決まりますから市長に反対するような立場の方は選ばれない可能性は否定できません。また職員の任命についても疑問です。「松戸市付属機関等の設置及び運営に関する指針 第 4 条 10 項」によると、「市職員の選任については、付属機関の特性にかんがみ、付属機関の委員に含めることが認められる場合に限ること」とあります。つまりこの規定では例外的にしか付属機関の委員に市職員を含めることを認めていません。

しかし市は、今回の委員会は、市庁舎は職員が働くところであるから職員の参加は必要といいますが、市職員は市役所のあり方検討業務の中で庁内ワーキンググループが別に設けられ、そこでの検討が外部委員会に報告されると、昨年12月の特別委員会で答弁しています。そうであれば当該委員会に市職員の参加は必要でしょうか。

また審査の中で職員は採決に加わるのかという質疑に対しては、「採決には加わらない」という答弁がありました。しかし採決に加われないような立場のもの、つまり明らかに市の立場である市の職員がこの委員会に入っていること自体が公平な審議の妨げであると言わ

ざるを得ません。市の職員が参加できるのであれば市民の代表である市議会議員も参加が認められるべきです。現にお隣の市川市の市庁舎の検討委員会では15名の委員のうち市の職員はおらず市議会議員4名、公募市民4名、学識経験者4名、関係団体3名の構成でした。市議と市民で半数以上を占めており、学識経験者で半数を占める松戸市と大きな違いがあり、松戸市の委員会で公平な審査が行われるかどうか疑問があり問題です。

2点目は当該委員会と現在議会で市庁舎問題について審議をしている公共施設再編検討特別委員会の関係についてです。審査ではその関係については当該委員会での議論の内容は公共施設再編検討特別委員会に報告をするということでしたが、それだけで十分なのでしょうか。それぞれ異なる見解を示した場合はどう調整するのでしょうか。一同に会して懇談するなど連携を十分にとる必要はないのでしょうか。市庁舎整備検討委員会と公共施設再編検討特別委員会の関係が明らかでなく連携が報告のみでは不十分である点が二つ目の問題です。

さらに審査では市庁舎整備が前提の新拠点ゾーン基本構想がホームページに掲載されている状態は、「移転はゼロベース」という市の答弁と矛盾し、この基本構想があると移転が前提だと市民の誤解を招く恐れがあり、それをさけるためには「新拠点ゾーン基本構想」はホームページから削除すべきではないかとの質疑もありましたが、市は削除するとは答えませんでした。

以上の理由から、市は「市庁舎移転建て替えはゼロベース」といいながら新拠点ゾーンへの庁舎整備について記載された「新拠点ゾーン基本構想」を削除せず、メンバー構成をみても公正な審議が行われない可能性があり、「新拠点ゾーン移転ありき」を後押しする委員会となる懸念がぬぐえないため、反対といたします。